

## 「秋田おもてなしスタッフ」募集要綱

### 1 目的

平成25年10月から12月にかけて開催された秋田デスティネーションキャンペーン（以下、秋田DCとする）を契機に、「秋田おもてなしスタッフ」を募集し、来訪されたお客様に対する県民参加型の「秋田おもてなし運動」を展開してきました。

さらに、平成29年4月から6月にかけて開催されたJR東日本の「重点販売地域指定」に伴う大型観光キャンペーンを契機に、継続的に「秋田おもてなし運動」の強化を図ります。

### 2 「秋田おもてなしスタッフ」の活動

「秋田おもてなしスタッフ」の登録団体には、県内における以下のような活動の実施をお願いします。

- ①「ようこそ」の思いを込めたあいさつや声かけ
- ②「また来てください」の思いを込めた列車や観光バスへの手振り
- ③施設・店舗・道順・交通機関等の紹介説明や情報提供
- ④店舗前や歩道・にぎわいスポット等の清掃・美化ディスプレイ活動
- ⑤観光パンフレットの店内設置や配布・ポスターやのぼりの掲示PR
- ⑥名所ボランティアガイドや町歩きガイドの実施やプランの紹介提供
- ⑦各種参加型体験プラン企画運営や情報提供
- ⑧各種お祭り・イベントの企画運営や情報提供
- ⑨その他、自発的なおもてなし活動やサービス活動

### 3 登録手続き

#### (1) 新規登録

新規登録を希望する団体は、「秋田おもてなしスタッフ登録申込書」（以下、「登録申込書」という。）により、一般社団法人秋田県観光連盟（以下、「観光連盟」という。）あてに申し込んでください。（電子メール、FAX、郵送、持参いずれでも可）

#### (2) 認定通知書等の交付

登録を決定した場合は、「秋田おもてなしスタッフ」に係る認定通知書及び缶バッジを交付します。

ただし、以下に該当すると判断し、登録しない場合があります。

- ・公序良俗に反する又は反する恐れがあること
- ・おもてなし運動の趣旨に合わない内容であること

#### 4 登録後の取り扱い

「秋田おもてなしスタッフ」缶バッジの着用

各団体において、秋田の観光創生推進会議事務局から交付された「秋田おもてなしスタッフ」缶バッジを参加者に配付するとともに、参加者は缶バッジを目立つ位置にご着用ください。

#### 5 その他

登録を解消された場合でも、缶バッジを返却いただく必要はありません。

「秋田おもてなしスタッフ」活動の記念としてお持ちください。